

災害応急対策活動等に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により申請書の提出をお願いいたします。

令和2年 1月30日

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長 安野 聡

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定
- (2) 活動場所 浜田河川国道事務所において管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道（供用区間及び事業中区間）（別図－1『活動場所区域図』参照）を原則とする。
- (3) 活動内容 浜田河川国道事務所所管施設において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、基本協定締結者が保有する建設機械、資材及び労力等（以下、「資機材、労力等」という。）により応急対策活動を実施することを原則とする。
- (4) 協定期間 令和2年4月1日 ～ 令和4年3月31日【2ヶ年】

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における平成31・32年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続

している者でないこと。

- (5) 平成16年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、浜田河川国道事務所、島根県浜田県土整備事務所、島根県益田県土整備事務所、島根県県央県土整備事務所、島根県大田事業所、島根県津和野土木事業所、浜田市、益田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、津和野町又は吉賀町が発注した工事の施工実績があること。なお、当該実績が浜田河川国道事務所の発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。また、既受注工事又は今後受注する工事の専任技術者となった場合でも、当該活動は実施できるものとする。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（申請書提出日以前に3箇月以上の雇用関係にあること。）なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアル二一四（2）、（3）、（4）」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

- (7) (6)の基準を満たす技術者が在籍し、建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること）が、島根県の浜田地方生活圏、益田地方生活圏又は大田地方生活圏の市町村内にあること。

浜田地方生活圏：浜田市、江津市

益田地方生活圏：益田市、津和野町、吉賀町

大田地方生活圏：大田市、川本町、美郷町、邑南町

3. 基本協定締結者の決定方法

(1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている応募者を行う。

4. 担当部局

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所 建設専門官

TEL 0855-22-2480 (代表) 内線406

FAX 0855-22-2486

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望する者は、下記資料を作成し提出すること。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出すること。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出すること。なお、複数の技術者を登録することは可能である。

④希望担当区域調査票【別記様式4】

⑤会社及び資機材置き場位置図【別図-2】

※建設業法の許可を有する本店又は支店及び資機材置き場の位置を記入し提出すること。なお、別図-2に会社及び資機材置き場の位置が記入しにくい場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出すること。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。受付期間内に必着のこと。）とする。

②受付期間：令和2年1月30日（木）から令和2年2月21日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問があれば、書面（様式は自由）により提出すること。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：令和2年1月30日（木）から令和2年2月14日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

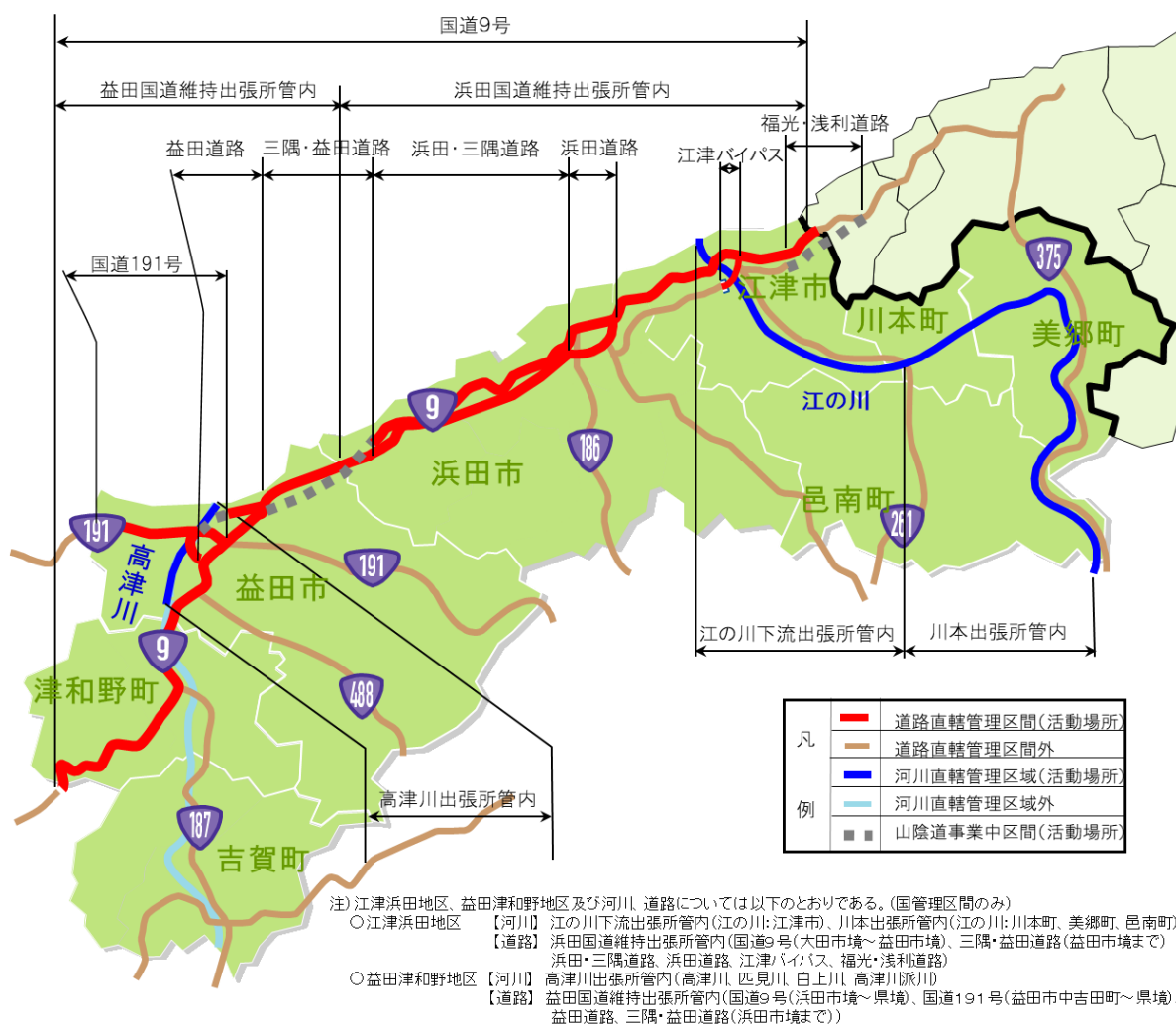
(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧する。

- ①期 間：質問を受理してから適宜に、令和2年2月21日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。
- ②場 所：4. に同じ。

(5) その他

- ①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしない。
- ③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しない。
- ④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤協定の相手方として選定されない者に対しては、令和2年3月31日（火）までに通知する。
- ⑥協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結するが、締結後は第4条1項及び第6条第2項について速やかに報告すること。
- ⑦本基本協定については、令和3年度においても追加募集（1ヶ年協定）を行う予定である。
- ⑧基本協定参加資格確認申請書の様式は、国土交通省浜田河川国道事務所のホームページに掲載していますので、ご利用下さい。

『活動場所区域図』



基本協定参加資格確認申請書

令和2年〇月〇〇日

中国地方整備局

浜田河川国道事務所長 安野 聡 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和2年1月30日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5. (1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5. (1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5. (1)④に定める希望担当区域を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5. (1)⑤別図-2『会社及び資機材置き場位置図』

※会社及び資機材置き場の分かる詳細な地図

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

連絡先 : TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (代) (内線 〇〇〇)
FAX〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	〇〇 年 月 日 ~ 〇〇 年 月 日
	受 注 形 態	単体/JV (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

注) ・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面(工事の実績が確認できる契約書類/施工計画書及び図面等)の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・CORINSに登録を義務付けている工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(特に伝えたい事があれば本欄に記載のこと。)

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 (和暦)	〇〇年〇〇月〇〇日	
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業	
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士	
	その他	

・記載する技術者名は代表者を記載すること。

・貴社に在籍する技術者は実人数で記入のこと。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、2.(6)②に示す資格を有する者のこと。

なお、記入する技術者数は、島根県の浜田地方生活圏、益田地方生活圏又は大田地方生活圏の本店又は支店等(資機材、労力等を有すること)に在籍している技術者の人数とすること。

コメント欄

(特に伝えたい事があれば本欄に記載のこと。)

(別記様式4) 『希望担当区域調査票』

協定締結を希望する区域及び活動場所について記載のこと。区域については、別図－1 『活動場所区域図』を参照のこと。

区 域 名	希望する区域	希望する活動場所
江津浜田地区		河川のみ・道路のみ・河川道路とも
益田津和野地区		河川のみ・道路のみ・河川道路とも

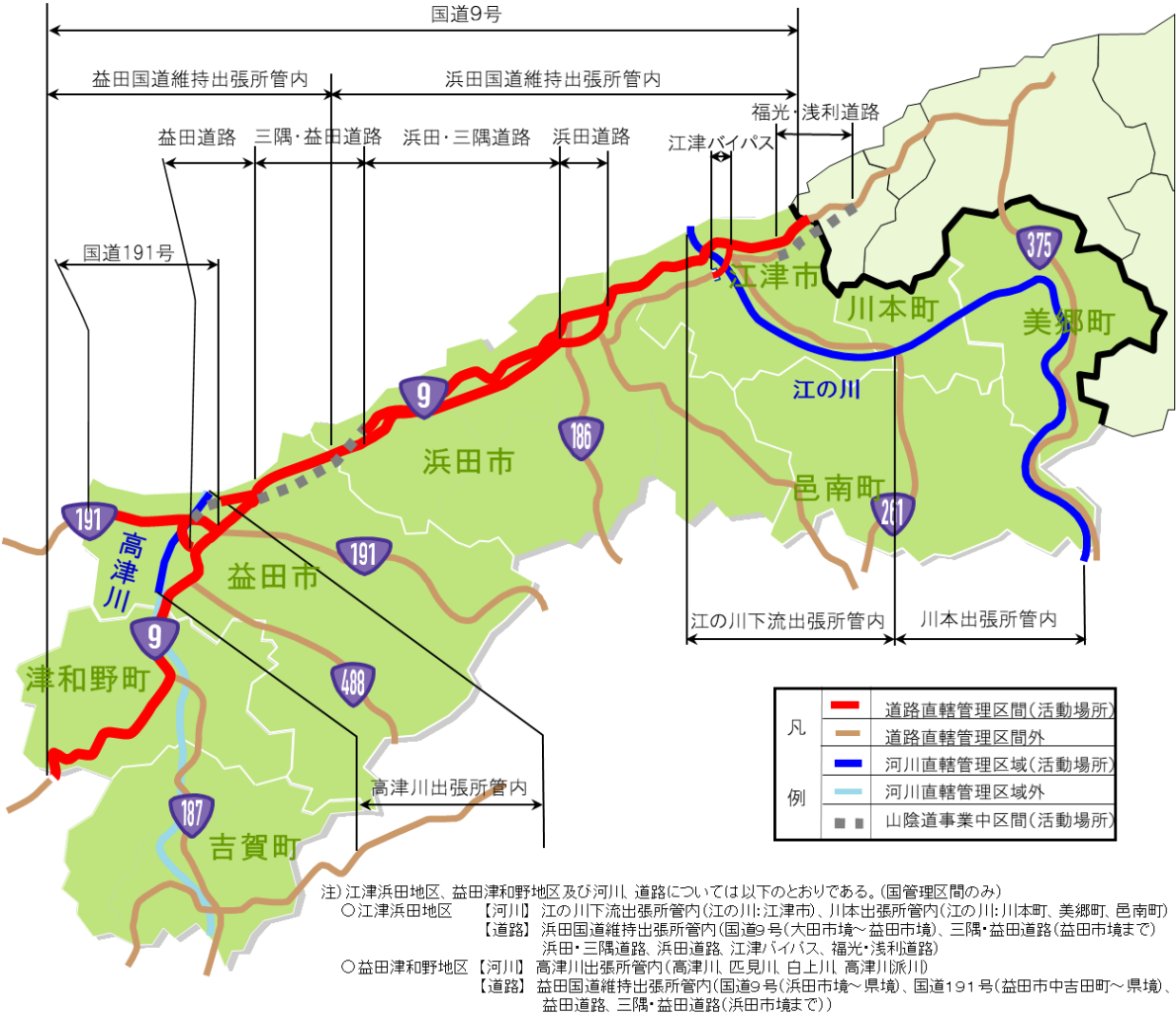
※協定締結を希望する区域に「○」を記入。

※希望する活動場所の何れかを「○」で囲むこと。

※区域内の市町村

- ・江津浜田地区 浜田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町、
- ・益田津和野地区 益田市、津和野町

『会社及び資機材置き場位置図』



建設業法の許可を有する本店又は支店及び資機材置き場の位置を記入し提出のこと。
 なお、図に会社及び資機材置き場の位置が記入しにくい場合は、希望する担当区域との位置関係がわかる縮尺の入った図面等（様式自由）を提出のこと。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し
→国土交通省浜田河川国道事務所発注の業務の場合は必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
（健康保険被保険者証、監理技術者証等） →必須提出
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

希望担当区域

- （別記様式4） 『希望担当区域調査票』 →必須提出

会社及び資機材置き場

- 別図-2 『会社及び資機材置き場』 →必須提出
- その他詳細な地図等参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

別添

災害応急対策活動等に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 本協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長 安野 聡（以下、「甲」という。）が管理する一級河川江の川水系、一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道（供用区間及び事業中区間）において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社 ○○建設代表取締役社長 ○○ ○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、次の区域（以下、「実施区域」という）とする。

ア) 江津浜田地区の一級河川江の川水系、一般国道9号及び山陰道（供用区間及び事業中区間）

イ) 益田津和野地区の一級河川高津川水系、一般国道9号、一般国道191号及び山陰道（供用区間及び事業中区間）

ただし、不測の事態が生じた場合は実施区域以外での活動を要請する場合もある。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

また、実施区域が道路である場合は、緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法第76条の6（以下「災対法」という。）に基づき、移動命令の伝達、周知のための立て看板の設置、車両等の移動、土地の一時使用・障害物の処分の措置（以下「車両移動等の措置」という。）を実施するものである。

（建設資機材等の報告）

第4条 乙は、活動を実施するために必要な建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。

3. 甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）

第6条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。
3. 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は被害箇所最寄りの出張所とする。

(活動の実施)

- 第7条 乙は、第6条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 活動の直接の指示は、浜田河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
 3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。
 4. 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動の運用に関する手引き」により行うものとする。
 5. 災対法に基づき車両移動等の措置を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

(説明会)

- 第8条 乙は、甲が保有する災害対策用機械の操作や運用の手引きに関する説明会等に、甲から参加要請があった場合には、可能な限り参加するものとする。

(契約の締結)

- 第9条 甲は、乙に第6条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。なお、甲及び乙は、契約を締結するまでの間、災害応急復旧工事の協議書・承諾書を取り交わすものとする。

(維持工事請負業者又は保守工事請負業者との協力)

- 第10条 乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者又は保守工事業者（以下、「維持工事業者等」という。）と協力して活動を実施するものとする。
2. 甲は、本活動の実施区域を担当する維持工事業者等の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

(活動の完了)

- 第11条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

- 第12条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第9条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

- 第13条 甲は、前条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第9条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

- 第14条 活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第 15 条 本協定の有効期限は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

なお、協定締結の日が令和 2 年 4 月 1 日以降の場合は、協定締結の日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとする。

(その他)

第 16 条 本協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各 1 通保有するものとする。

令和 2 年〇〇月〇〇日

甲 国土交通省 中国地方整備局
浜田河川国道事務所長 安野 聡

乙 株式会社 〇〇建設
代表取締役社長 〇〇 〇〇